

鶴ヶ島駅周辺まちづくり空き店舗等対策事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、中小企業や創業者などの支援を行い、地域資源を活用しながら地域産業の活性化及びにぎわいのあるまちを目指すため、鶴ヶ島駅周辺地区（別図の区域をいう。以下同じ。）における空き店舗を活用した市内進出事業者等に対し、予算の範囲内において鶴ヶ島駅周辺まちづくり空き店舗等対策事業補助金（以下「補助金」という。）を交付することについて、鶴ヶ島市補助金等の交付に関する規則（昭和47年規則第16号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 市内進出事業者等 鶴ヶ島市外において事業を営んでおり鶴ヶ島市内に移転して事業を営もうとする中小企業（事業拡大による出店を除く。）又は個人事業主及び市内において事業を開始しようとする創業者
- (2) 中小企業 中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項に規定する中小企業
- (3) 創業者 産業競争力強化法（平成25年法律第98号）第2条第28項第1号又は第2号に掲げる行為を行うもの
- (4) 空き店舗等 下記のいずれかに該当する物件とする。

ア 鶴ヶ島駅周辺地区に所在する店舗又は事務所（以下「店舗等」という。）でありかつ現に使用されていない物件であり、次期契約者の募集を行っていたことが確認できる物件。

イ 鶴ヶ島駅周辺地区に所在する住宅部分を有する店舗等物件で、店舗等部分と住宅部分を明確に分離することができ、かつ店舗等部分について賃貸借契約を締結することが可能な物件。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付の対象となる者は、次の各項に応じた要件を満たす個人又は法人（以下「補助対象者」という。）とする。

2 中小企業又は個人事業主

- (1) 市外において事業を営んでいた店舗又は事務所を閉鎖し、空き店舗等を利用し事業を継続するもの
- (2) 市外において1年以上の経営実績があり、移転後も事業を継続できると認められるもの
- (3) 従前所在地における市税等の滞納がないこと。

3 創業者

- (1) 経済産業省関係産業競争力強化法施行規則（平成26年経済産業省令第1号）第7条第1項の規定による証明を受けており、空き店舗等を利用し事業を行うもの。
- (2) 個人又は代表者の所在地における市税等の滞納がないこと。

4 共通事項

- (1) 空き店舗等の所有者と賃貸借契約を締結し、当該空き店舗等において事業を行うこと。
- (2) 空き店舗等の所有者が本人（法人の場合にあっては、その代表者）又はその配偶者でないこと。
- (3) 過去にこの要綱による補助金の交付を受けたことがある者又法人若しくは法人の代表者であった者又これらの者が代表者である法人でないこと。
- (4) 許認可等を要する業種にあっては、当該許認可等を受けていること（当該許認可等を受けることが確実に認められる場合を含む。）。
- (5) 同一の場所において2年以上継続して事業を営む旨の誓約があること。
- (6) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第5項に規定する営業に該当しないこと。
- (7) 暴力団員又は暴力団関係者（暴力団の活動若しくは運営に積極的に協力し、又は関与する者その他暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する者をいう。）と不

適切な関係を有していないこと。

(補助対象事業等)

第4条 補助金の交付対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）、経費（以下「補助対象経費」という。）、補助金の額等については別表のとおりとする。ただし、次の各号のいずれかに該当する事業は、補助対象事業から除くものとする。

- (1) 補助金の交付決定以前に着手している事業
 - (2) 申請年度内に工事が完了しない事業
 - (3) 国、県又は市が実施する他の補助制度の適用を受ける事業
 - (4) 建築基準法（昭和25年法律第201号）その他の法令に違反する事業
- 2 前項において、算出された額に1,000円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てるものとする。
- 3 第1項に規定する補助対象経費のうち会計年度を越える月分の賃貸料の補助については、翌会計年度の予算状況に基づき決定するものとする。

(補助金の交付申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする補助対象者は、様式第1号の鶴ヶ島駅周辺まちづくり空き店舗等対策事業補助金交付申請書に関係書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(補助金の交付決定)

第6条 市長は、前条の規定による補助金の交付申請があったときは、様式第2号の鶴ヶ島駅周辺まちづくり空き店舗等対策事業補助金交付（決定・却下）通知書により補助対象者に通知するものとする。

(変更等の承認)

第7条 前条の規定による補助金の交付決定を受けた補助対象者（以下「補助事業者」という。）は、第5条の申請の内容に変更・廃止が生じたときは、様式第3号の鶴ヶ島駅周辺まちづくり空き店舗等対策事業補助金（変更・廃止）承認申請書を市長に提出し、その承認を受けなければならない。

2 市長は、前項の規定による申請について、当該申請に係る事項の承認の可否を決定したときは、様式第4号の鶴ヶ島駅周辺まちづくり空き店舗等対策事業補助金（変

更・廃止）（決定・却下）通知書により通知するものとする。

（実績報告）

第 8 条 補助事業者は、第 6 条の規定による補助金の交付決定を受けた補助対象事業

（以下「補助事業」という。）のうち改修費補助について店舗の改修が完了したときは、様式第 5 号の鶴ヶ島駅周辺まちづくり空き店舗等対策事業補助金（改修費補助）実績報告書に関係書類を添えて、市長に提出しなければならない。

2 前項に規定する報告書の提出時期は、改修に要する経費の支払が完了した日から起算して 30 日以内、又は補助金の交付決定を受けた会計年度末（3 月末日）のいずれか早い日までとする。

3 補助事業者は、補助事業のうち家賃補助について店舗の賃借料の支払をしたときは、6 月、9 月、12 月及び 3 月の各月末までに、提出月を含む直近の 3 箇月分を対象として、様式第 6 号の鶴ヶ島駅周辺まちづくり空き店舗等対策事業補助金（家賃補助）実績報告書に関係書類を添えて、市長に提出しなければならない。

（補助金の額の確定）

第 9 条 市長は前条の実績報告書の提出を受けたときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、様式第 7 号の鶴ヶ島駅周辺まちづくり空き店舗等対策事業補助金確定通知書により通知するものとする。

（補助金の請求）

第 10 条 前条の規定により補助金の額の確定を受けた補助事業者は、速やかに様式第 8 号の鶴ヶ島駅周辺まちづくり空き店舗等対策事業補助金請求書を提出しなければならない。

（検査等）

第 11 条 市長は、必要に応じて補助事業者に対し、補助事業の成果、経理の状況等について説明を求め、又は補助事業に関し検査を行うことができる。

（補助金交付の取消し及び返還）

第 12 条 市長は、補助金の交付を受けた補助事業者の事業施行方法が著しく不相当と認めるとき、又は虚偽の申請により補助金の交付を受けたことが明らかとなったときは、補助金交付決定を取り消し、又は既に交付した補助金の全部若しくは一部

の返還を命ずることができる。

(その他)

第12条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附則

(施行期日)

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

別表（第4条関係）

補助対象事業	補助対象経費	補助率	補助限度額	補助期間等
改修費補助	ア 賃貸借契約をした空き店舗等において事業を始めるにあたり必要な改修工事（消費税及び地方消費税を除く。）	1/2 以内	100万円	1回に限る
	イ 住宅部分を有する店舗物件で、店舗等部分と住宅部分を明確に分離するための工事（消費税及び地方消費税を除く。）			
家賃補助	賃貸借契約をした空き店舗等の賃借料（敷金、礼金等並びに消費税及び地方消費税を除く。）		1ヶ月当たり5万円	連続する12ヶ月以内